

政令番号245 チオ尿素

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（令和4年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・移動量合計
		大気への排出	水域への排出	土壌への排出・所内埋立	排出量合計	下水道への移動量	廃棄物搬出	移動量合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県		2.2E+5		220,000.0		3.1E+4	31,460.5	251,460.5
8	茨城県					4.6E+2	2.0E+4	20,460.1	20,460.1
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県						2.7E+2	270.0	270.0
12	千葉県					7.0E-1	6.0E-1	1.3	1.3
13	東京都								
14	神奈川県					1.6E+0	1.6E+3	1,616.6	1,616.6
15	新潟県		2.4E+0		2.4		2.5E+3	2,504.2	2,506.6
16	富山県						2.0E+3	2,000.0	2,000.0
17	石川県								
18	福井県	1.5E+0			1.5		1.5E+1	15.0	16.5
19	山梨県								
20	長野県						1.0E+3	1,000.0	1,000.0
21	岐阜県								
22	静岡県								
23	愛知県		7.0E+0		7.0	4.0E-1	2.5E+3	2,468.8	2,475.8
24	三重県						2.3E+2	230.0	230.0
25	滋賀県						2.9E+1	29.0	29.0
26	京都府								
27	大阪府					6.8E+0	6.3E+1	69.9	69.9
28	兵庫県						4.0E+0	4.0	4.0
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県						8.5E+2	850.0	850.0
34	広島県								
35	山口県								
36	徳島県								
37	香川県						7.2E+2	720.0	720.0
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県						3.6E+3	3,600.0	3,600.0
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県		3.9E+2		390.0				390.0
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全国		1.5E+0	2.2E+5		220,400.9	4.7E+2	6.7E+4	67,299.4	287,700.3

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。